

## 自主点検表（介護予防支援） ※人員・設備・運営基準編※

事業所名	
点検者職・氏名	
点検年月日	年 月 日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

○該当しない項目については未記入のままにしてください。

○根拠条文について、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を「基準」、「飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」を「条例」と記載しています。

その他、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」を「解釈通知」と記載しています。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果	
			適	不適

### I 基本方針

1 基本方針	指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行っている。	基準第1条の2第1項	□	□
	指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮している。	基準第1条の2第2項	□	□
	指定介護予防支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行っている。	基準第1条の2第3項	□	□
	事業の運営に当たり、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護（介護予防）支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めている。	基準第1条の2第4項	□	□
	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じている。	基準第1条の2第5項	□	□
	指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めている。	基準第1条の2第6項	□	□

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	
<b>Ⅱ 人員基準</b>					
2	従業者の員数 (包括)	1以上の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置いている。	基準第2条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	従業者の員数 (居宅)	指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を配置している。	基準第2条 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	管理者	常勤・専従の管理者を配置している。	基準第3条	専従 <input type="checkbox"/>	兼務 <input type="checkbox"/>
		※管理上支障がない場合は、介護予防支援の他の業務又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの業務に従事することができる。 → 下記の事項について記載してください ← <ul style="list-style-type: none"> <li>・兼務の有無 (有・無)</li> <li>・兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数</li> </ul> 事業所名 : ( ) 職種名 : ( ) 勤務時間数 : ( )			
<b>Ⅲ 運営基準</b>					
5	内容及び手続きの説明・同意	指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項(※)について記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得ている。	基準第4条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		【※】重要事項の最低必須項目 <input type="checkbox"/> 運営規程の概要、 <input type="checkbox"/> 勤務体制、 <input type="checkbox"/> 秘密の保持、 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応、 <input type="checkbox"/> 苦情処理の体制 <input type="checkbox"/> 利用者のサービス選択に資すると認められる事項 (第三者評価実施の有無)			
		指定介護予防の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ている。	基準第4条 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについても説明を行うとともに、理解を得ている。 (文書の交付に加えて、口頭での説明を行い、理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましい。)	解釈通知 第2の3(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院等に入院する必要がある場合に、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えるよう求めている。	基準第4条 第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒否していない。	基準第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	サービス提供困難時の対応	実施地域等を勘案し、サービスの提供が困難な場合、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じている。	基準第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	受給資格等の確認	指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の被保険者証の確認を行っている。	基準第7条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
8	要支援認定の申請に係る援助	要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、申請代行等の必要な協力を行っている。	基準第8条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用申込者が要支援認定を申請していない場合、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っている。	基準第8条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		要支援認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が満了する30日前には行われるよう必要な援助を行っている。	基準第8条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	身分を証する書類の携行	担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族の求めに応じて提示するよう指導している。	基準第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	利用料等の受領	法定代理受領サービスに該当しない介護予防支援を提供した場合の利用料と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額を生じさせていない。	基準第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		【居宅介護支援事業所である介護予防支援事業所のみ】 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して介護予防支援を行う場合に要した交通費以外の支払を受けておらず、受ける場合は、予め利用者又は家族に説明し、同意を得ている。	基準第10条第2項及び第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付している。	介護保険法第58条第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載している。	介護保険法施行規則第96条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	保険給付の請求のための証明書の交付	指定介護予防支援について利用料の支払いを受けた場合は、指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付している。 (※保険給付がいわゆる償還払いとなる場合に、利用者が保険給付請求を容易に行えるようにするもの)	基準第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	指定介護予防支援の業務の委託 【包括のみ】	委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経ている。	基準第12条第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮している。	基準第12条第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であることを確認している。	基準第12条第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、基本方針、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の規定を遵守するよう措置している。	基準第12条第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	法定代理受領サービスに係る報告	毎月、市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けられたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出している。	基準第13条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村又は国民健康保険団体連合会に提出している。	基準第13条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
14	利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	次の場合、利用者に直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付している。 ①要支援認定を受けている利用者が 要介護認定を受けた場合 ②利用者からの申出があった場合	基準第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知している。 ①正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと思われるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	基準第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	管理者の責務	事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行っている。	基準第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	運営規程	指定介護予防支援事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めている。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦その他運営に関する重要事項	基準第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	勤務体制の確保	月ごとの勤務表を作成し、担当職員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしている。	基準第18条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事業所ごとに、当該事業所の担当職員に指定介護予防支援の業務を担当させている。 (ただし、担当職員の補助業務についてはこの限りではない。)	基準第18条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		担当職員の資質向上のために、研修の機会を確保している。	基準第18条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じている。	基準第18条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じている。	基準第18条の2第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施している。	基準第18条の2第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っている。	基準第18条の2第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
20	設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えている。	基準第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されている。	解釈通知第2の3の(13)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	従業員の健康管理	担当職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っている。	基準第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	感染症の予防及びまん延防止のための措置	指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じている。			
		①指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果を担当職員に周知している。	基準第20条の2第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		②指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備している。	基準第20条の2第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施している。	基準第20条の2第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示している。 【R7年度からはウェブサイトへの掲載が義務化】	基準第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	秘密保持	担当職員その他の従業者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じている。	基準第22条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じている。	基準第22条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ている。	基準第22条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	広告	広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていない。	基準第23条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等	事業者及び管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、担当職員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていない。	基準第24条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事業者及び管理者は、担当職員に介護予防支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示を行っていない。	解釈通知第2の3(16)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		担当職員は、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていない。	基準第24条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		担当職員は介護予防支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない介護予防サービスを介護予防サービス計画に位置付けていない。	解釈通知第2の3(16)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事業者及び従事者は、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していない。	基準第24条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
27	苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応している。	基準第25条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		相談窓口の連絡先及び、苦情処理の体制等を利用申込者に対してサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		苦情の内容等を記録・保存している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者からの苦情に関して市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		市町村又は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	事故発生時の対応	事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録している。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備している。	基準第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	虐待の防止	介護予防支援事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じている。	基準第26条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		①介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を担当職員に周知している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		②介護予防支援事業所における虐待防止のための指針を整備している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④介護予防支援事業所において、上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
30	会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援事業の会計とその他の事業の会計を区分している。	基準第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備している。	基準第28条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		次に掲げる介護予防支援の提供に関する記録を整備し、適切に保存している。 【サービス提供に係る保険給付支払の日から5年間】 ①サービス事業者との連絡調整の記録 ②個々の利用者ごとに次の事項を記載した介護予防支援台帳 ・介護予防サービス計画 ・アセスメントの結果の記録 ・サービス担当者会議等の記録 ・評価の結果の記録 ・モニタリングの結果の記録  【記録完結の日から2年間】 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	基準第28条第2項 飯塚市条例第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	指定介護予防支援の基本取扱方針	指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っている。	基準第29条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定している。	基準第29条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		自ら提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図っている。	基準第29条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	指定介護予防支援の具体的取扱方針	指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し易いように説明を行っている。	基準第30条第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていない。	基準第30条第2の2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している。	基準第30条第2の3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしている。	基準第30条第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置づけるよう努めている。	基準第30条第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果	
			適	不適
33 指定介護予防支援の具体的取扱方針	介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供している。	基準第30条第5号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防サービス計画の作成及び変更にあたっては、適切な方法により、次の各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者が抱える問題点を明らかにするとともに、解決すべき課題を把握している。 イ 運動及び移動 ロ 家庭生活を含む日常生活 ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション ニ 健康管理	基準第30条第6号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	解決すべき課題の把握（アセスメント）にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っている。	基準第30条第7号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成している。	基準第30条第8号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めている。	基準第30条第9号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防サービス計画の原案に位置付けたサービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ている。	基準第30条第10号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防サービス計画を作成及び変更した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付している。	基準第30条第11号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画等個別サービス計画の提出を求めている。	基準第30条第12号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取している。	基準第30条第13号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護予防サービス計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っている。	基準第30条第14号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果	
			適	不適
33 指定介護予防支援の具体的取扱方針	担当職員は、サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち、必要と認める者を利用者の同意を得て、主治医等に提供している。	基準第30条第14の2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価している。	基準第30条第15号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	実施状況の把握（モニタリング）は、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っている。 （特段の事情とは、利用者の事情により利用者の居宅を訪問し利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、担当職員に起因する事情は含まれない。）			
	①サービス開始月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときに、利用者の居宅を訪問し利用者に面接している。	基準第30条第16号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②居宅訪問しない月は、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所等を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を行っている。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	担当職員は、次に掲げる場合において、サービス担当者会議の開催により、計画の必要性について、担当者から専門的な見地から意見を求めている。 ①要支援認定を受けている人が、要支援更新認定を受けた場合。 ②要支援認定を受けている人が、用支援状態区分変更認定を受けた場合。	基準第30条第17号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防サービス計画の変更の場合には、第3号から第13号に規定する一連の業務を行っている。 （ただし、利用者の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等で担当職員が一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合は、この必要はない。）	基準第30条第18号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合でも、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合は、主治医に意見を求める等し、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っている。	基準第30条第19号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っている。	基準第30条第20号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果	
			適	不適
33 指定介護予防支援の具体的取扱方針	利用者が医療サービス（介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等）の利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めている。 また、主治の医師に計画書を交付している。	基準第30条 第21号 第21の2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防サービス計画に医療サービスを位置付ける場合、主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っている。 また、医療サービス以外のサービスを位置付ける場合、医学的観点からの留意事項が示されているときは当該留意点を尊重している。	基準第30条 第22号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合、利用日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしている。 （利用者の心身の状況、本人、家族等の意向に照らし、上記の日数を超えた利用が必要と認められる場合を除く。）	基準第30条 第23号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続した貸与の必要性について検証している。	基準第30条 第24号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	上記の検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合、その理由を居宅サービス計画に記載している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載している。	基準第30条 第25号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る介護予防サービス等の種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成している。	基準第30条 第26号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っている。	基準第30条 第27号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地域ケア会議から、検討を行うための資料や情報の提供、意見の開陳等必要な協力の求めがあった場合に協力している。	基準第30条 第28号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【居宅介護支援事業所である介護予防支援事業所のみ】 居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合は、その求めに応じている。	基準第30条 第29号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
34	介護予防支援の提供に当たっての留意点	単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指している。	基準第31条第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援している。	基準第31条第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有している。	基準第31条第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮している。	基準第31条第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用している。	基準第31条第5号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮している。 (要支援者の心身の状態の変化により地域支援事業における二次予防事業の対象となったり、要介護者と認定されることや、その逆の状態が生じることも考えられることから、連続及び一貫性を持った支援を行えるよう、介護予防支援事業者は居宅介護支援事業者と連携を図っている。)	基準第31条第6号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとなっている。	基準第31条第7号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めている。	基準第31条第8号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>IV 条例独自事項</b>					
35	人権の擁護及び虐待の防止	利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じている。	条例第11条の3第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36	暴力団関係者の排除	当該事業所の申請者の役員又は使用人に暴力団関係者が含まれていない。また申請者は暴力団や、暴力団関係者が事業活動を支配する者ではない。	条例第11条の4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>